

消 防 特 第 3 0 号  
令 和 5 年 3 月 1 日

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長  
( 公 印 省 略 )  
経済産業省産業保安グループ  
高压ガス保安室長

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について（通知）

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第43号）及び石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（令和5年総務省・経済産業省告示第1号）が本日公布され、令和5年3月2日に石油コンビナート等特別防災区域の変更が行われます。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市区町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

政令第四十三号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和三年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

別表第三号中「幌萌町」を「幌萌町」に改め、同表中第五十三号を削り、第五十四号を第五十三号とし、第五十五号を第五十四号とし、第五十六号を削り、第五十七号を第五十五号とし、第五十八号から第七十一号までを二号ずつ繰り上げ、第七十一号の二を第七十号とし、第七十二号を第七十一号とし、第七十二号の二を第七十二号とし、第七十四号を削り、第七十五号を第七十四号とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第九地区の項中「第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号」を「第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号」に改め、同表第十地区の項中「第五十五号まで及び第七十号」を「第五十四号まで及び第六十八号」に改め、同表第十一地区の項中「第七十二号及び第七十二号の二」を「第七十一号及び第七十二号」に改め、同表第十二地区の項中「第七十五号」を「第七十四号」に改める。

理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、下松地区についてその指定を解除する等の必要があるからである。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）	1
○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）	2

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和四年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一 一の二 (略) 二 (略) 三 室蘭地区 北海道室蘭市陣屋町一丁目、陣屋町三丁目、幌萌町、本輪西町一丁目、港北町一丁目、仲町、御崎町一丁目、茶津町及び入江町の区域のうち主務大臣の定める区域 四 五十二 (略) (削る)</p> <p>五十三・五十四 (略) (削る) 五十五 七十二 (略) 七十三 (略) (削る) 七十四 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和三年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一 一の二 (略) 二 (略) 三 室蘭地区 北海道室蘭市陣屋町一丁目、陣屋町三丁目、幌萌町、本輪西町一丁目、港北町一丁目、仲町、御崎町一丁目、茶津町及び入江町の区域のうち主務大臣の定める区域 四 五十二 (略) 五十三 下松地区 山口県下松市東海岸通り、大字東豊井字宮の洲、字恋ヶ浜、字開作、字長浜、字西浜、字小島開作、字新崎、字二軒屋、字鋼飯、字喜重屋、字宮の洲鼻、字宮浦、字宮の洲浜及び字宮浜、大字平田字鶴ヶ浜一の榊及び字東潮上並びに大字末武下字中開作、字蔵田、字潮入、字西潮入及び字西沖の区域のうち主務大臣の定める区域 当該区域に隣接し、又は介在する道路の区域のうち主務大臣の定める区域 五十四・五十五 (略) 五十六 削除 五十七 七十二の二 (略) 七十三 (略) 七十四 削除 七十五 (略)</p>

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第三（第二十二条関係）			
区分	区	域	
(略)	(略)	(略)	(略)
第九地区	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域		区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号までに掲げる地区の区域
第十地区	区域令別表第五十号から第五十四号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域		区域令別表第五十号から第五十五号まで及び第七十号に掲げる地区の区域
第十一地区	区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域		区域令別表第七十二号及び第七十二号の二に掲げる地区の区域
第十二地区	区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域		区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地区の区域

○ 総務省 告示第一号  
経済産業省

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年  
通商産業省  
自治省 告示第一号）  
の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和五年三月一日

総務大臣 松本 剛明  
経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

〔一 略〕  
二 苫小牧地区

イ 北海道勇払郡厚真町字共和のうち苫東石油備蓄株式会社苫小牧事業所敷地、北海道石油共同備蓄株式会社北海道事業所敷地及び八百四十二番地五から八百四十二番地十一までの区域

ロ 北海道苫小牧市の次の区域

(1) 字静川及び字弁天のうち苫東石油備蓄株式会社苫小牧事業所敷地及び北海道石油共同備蓄株式会社北海道事業所敷地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔2〕 略

三 室蘭地区

〔一 同上〕  
二 苫小牧地区

イ 北海道勇払郡厚真町字共和のうち苫小牧東部石油備蓄株式会社苫小牧事業所敷地、北海道石油共同備蓄株式会社北海道事業所敷地及び八百四十二番地五から八百四十二番地十一までの区域

ロ 北海道苫小牧市の次の区域

(1) 字静川及び字弁天のうち苫小牧東部石油備蓄株式会社苫小牧事業所敷地及び北海道石油共同備蓄株式会社北海道事業所敷地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔2〕 同上

三 室蘭地区

北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の一、五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地の二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八から百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番地の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌萌町百六十二番地の四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番地の一、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、一番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八から一番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地の一、八番地の二、五百十番地及び五百十九番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の三から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四、三番地の五、六番地の一から六番地の五まで、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番地の四十六、二十番地の四十八、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番地の二十二、二十二番地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四番地の四まで、二十四番地の六、二十四番地の九、二十五番地の一、二十五番地の八から二十五番地の十まで、二十五番地の十七、二十五番地の二十から二十五番地の四十七まで、三十六番地の一から三十六番地の三まで、三十七番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の二及び五百四番地の一、仲町一番地、二番地の一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三番地の三から三番地の七まで、四番地、五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番地の二十一まで、七番地、七番地の二、九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二番地の十六、十二番地の十七、十三番地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の七、十五番地、十六番地の一から十六番地の四まで、十七番地、十八番地、二十六番地、三十三番地、三十七番地、四十五番地、四十六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五十九番地、六十四番地の一から六十四番地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三まで、六十七番地、七十番地の一から七十番地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地の一、九十

北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の一、五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地の二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八から百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番地の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌萌町百六十二番地の四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番地の一、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、一番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八から一番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地の一、八番地の二、五百十番地及び五百十九番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の三から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四、三番地の五、六番地の一から六番地の五まで、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番地の四十六、二十番地の四十八、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番地の二十二、二十二番地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四番地の四まで、二十四番地の六、二十四番地の九、二十五番地の一、二十五番地の八から二十五番地の十まで、二十五番地の十七、二十五番地の二十から二十五番地の四十六まで、三十六番地の一から三十六番地の三まで、三十七番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の二及び五百四番地の一、仲町一番地、二番地の一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三番地の三から三番地の七まで、四番地、五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番地の二十一まで、七番地、七番地の二、九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二番地の十六、十二番地の十七、十三番地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の七、十五番地、十六番地の一から十六番地の四まで、十七番地、十八番地、二十六番地、三十三番地、三十七番地、四十五番地、四十六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五十九番地、六十四番地の一から六十四番地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三まで、六十七番地、七十番地の一から七十番地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地の一、九十

番地、九十一番地、九十四番地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の二、百九番地、百十番地、百十七番地の一から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番地の一、百二十一番地、二百八十二番地及び千六百五十四番地、御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番地の八まで、十一番地の一から十一番地の十九まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四番地の六、十七番地、十九番地の一、十九番地の三、二十番地の五から二十番地の十四まで、三十四番地の一、三十四番地の二、三十五番地の一、三十五番地の三、三十五番地の四から三十五番地の七まで、三十六番地の二、三十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地の七、三十九番地の八、七十二番地の二、七十二番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、七十五番地の二から七十五番地の十八まで、七十六番地、九十三番地、百六番地の一、三百二番地の二から三百二番地の四まで及び三百四番地並びに当該区域に介在する国有無番地、茶津町一番地、一番地の二、二番地の一、二番地の三、二番地の十、四番地の一、四番地の二、四番地の十五から四番地の十七まで、四番地の二十三から四番地の二十五まで、九番地の二、九番地の三から九番地の五まで、九番地の七から九番地の十二まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地、三十五番地の二、三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三十七番地の四、三十八番地の一、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九番地の三、三十九番地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、百八番地の一及び二百五十七番地並びに入江町七番地の一及び七番地の二の区域

〔四〇十二 略〕

十三 いわき地区

福島県いわき市の次の区域

〔一〕 略

(2) 泉町下川字井戸内百四十番地の一、百四十四番地の一及び百四十四番地の二並びに字大剣一番地の一から一番地の五まで、一番地の二十八から一番地の三十三まで、一番地の四十から一番地の五十三まで、一番地の百八、一番地の百十二、一番地の百十四、一番地の百九十四及び百三十四番地の二の区域並びに字田宿、字前ノ原及び泉町滝尻字高海島のうち市道小名浜・林ノ上線、田宿三号線、宝珠院川及び藤原川に囲まれた区域並びに泉町下川字大剣のうち国道六号線、市道下川須賀蛭線、県道泉・岩間・植田線、臨港交通施設臨港幹線六号線に囲まれた区域

〔三〕 略

(4) 錦町徳力四番地の四、五十三番地の四及び五十三番地の七、落合十六番地、七十九番地の三、百二番地の二、百四番地、百五番地、百六番地の一、百七番地の二、百八番地の二、百八番地の三、百九番地の一、百九番地の三、百九番地の四、百十五番地、百十五番地の二、百十七番地の二、百二十番地、百二十一番地、百二十二番地の一、百二十六番地、百三十五番地の四、百三十六番地の一、百八十二番地から百八十四番地まで、百八十七番地及び百九十二番地の二、堰下一番地の一、五十三番地の一から五十三番地の七まで、五十五番地の一、五十五番地の五、五十六番地、五十九番地、七十二番地及び七十三番地、曲田十七番地の三、四反田一番地の一、一番地の四、一番地の六、一番地の十、一番地の二

番地、九十一番地、九十四番地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の二、百九番地、百十番地、百十七番地の一から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番地の一、百二十一番地、二百八十二番地及び千六百五十四番地、御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番地の八まで、十一番地の一から十一番地の十九まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四番地の六、十七番地、十九番地の一、十九番地の三、二十番地の五から二十番地の十四まで、三十四番地の一、三十四番地の二、三十五番地の一、三十五番地の三、三十五番地の四から三十五番地の七まで、三十六番地の二、三十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地の七、三十九番地の八、七十二番地の二、七十二番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、七十五番地の二から七十五番地の十八まで、七十六番地、九十三番地、百六番地の一、三百二番地の二から三百二番地の四まで及び三百四番地並びに当該区域に介在する国有無番地、茶津町一番地、一番地の二、二番地の一、二番地の三、二番地の十、四番地の一、四番地の二、四番地の十五から四番地の十七まで、四番地の二十三から四番地の二十五まで、九番地の二、九番地の三から九番地の五まで、九番地の七から九番地の十二まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地、三十五番地の二、三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三十七番地の四、三十八番地の一、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九番地の三、三十九番地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、百八番地の一及び二百五十七番地並びに入江町七番地の一及び七番地の二の区域

〔四〇十二 同上〕

十三 いわき地区

福島県いわき市の次の区域

〔一〕 同上

(2) 泉町下川字井戸内百四十番地の一、百四十四番地の一及び百四十四番地の二並びに字大剣一番地の一から一番地の五まで、一番地の二十八から一番地の三十三まで、一番地の四十から一番地の五十二まで、一番地の百八、一番地の百十二、一番地の百十四及び百三十四番地の二の区域並びに字田宿、字前ノ原及び泉町滝尻字高海島のうち市道小名浜・林ノ上線、田宿三号線、宝珠院川及び藤原川に囲まれた区域並びに泉町下川字大剣のうち国道六号線、市道下川須賀蛭線、県道泉・岩間・植田線、臨港交通施設臨港幹線六号線に囲まれた区域

〔三〕 同上

(4) 錦町徳力四番地の四、五十三番地の四及び五十三番地の七、落合十六番地、七十九番地の三、百二番地の二、百四番地、百五番地、百六番地の一、百九番地の一、百十五番地、百十五番地の二、百二十番地、百二十一番地、百二十二番地の一、百二十六番地、百三十五番地の一、百八十二番地から百八十四番地まで及び百八十七番地、堰下一番地の一、五十三番地の一から五十三番地の七まで、五十五番地の一、五十五番地の五、五十六番地、五十九番地、七十二番地及び七十三番地、曲田十七番地の三、四反田一番地の一、一番地の四、一番地の六、一番地の十、一番地の十一から一番地の十三まで、二番地の一、二番地の二、二番地の四、二番地の五、三番地の一、三番地の二、四番地の一、四番地の二



五十三 〔略〕  
五十四 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

〔1〕 略

(2) 大字小串字沖ノ山一番地の六、千九百五十九番地の六十八、千九百五十九番地の六十九

五十四 〔同上〕  
五十五 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

〔1〕 同上

(2) 大字小串字沖ノ山一番地の六、千九百五十九番地の六十八、千九百五十九番地の六十九

まで、九番地の一、九番地の二、十六番地、二十番地及び二十一番地、大字東豊井字宮の洲四  
百七十五番地の二、四百七十七番地の一から四百七十七番地の九まで、六百二十九番地の一、  
六百二十九番地の五から六百二十九番地の七まで、六百三十三番地及び六百三十三番地の三、  
字恋ヶ浜百二十一番地の二、百二十一番地の十二、百二十一番地の十三、百二十一番地の十五  
及び百二十一番地の十七、字開作九百二番地の三、九百五番地の七、九百六番地の一、九百六  
番地の五、九百九番地及び九百九番地の一から九百九番地の三まで、字長浜千二百九十二番地  
の二及び千二百九十二番地の五、字西浜千二百九十番地の四及び千二百九十番地の七、字小島  
開作千三百二番地の一、千三百二番地の百二から千三百二番地の百四まで、千三百二番地の百  
七、千三百二番地の百九、千三百二番地の百一から千三百二番地の百十四まで、千三百二番  
地の百十七及び千三百二番地の百二十六、字新崎五百九十番地、五百九十番地の一、五百九十  
一番地、千三百三番地の二、千三百三番地の四十、千三百三番地の五十、千三百三番地の五十  
三、千三百三番地の五十五、千三百三番地の六十一、千三百三番地の六十二、千三百四番地の  
一、千三百四番地の三、千三百四番地の六、千三百五番地の一、千三百五番地の三、千三百五  
番地の六から千三百五番地の十二まで、千三百五番地の三十から千三百五番地の三十四まで、  
千三百六番地、千三百六番地の一、千三百七番地、千三百七番地の一、千三百八番地の一、千  
三百八番地の二、千三百八番地の六から千三百八番地の十まで、千三百九番地から千三百十三  
番地まで、千三百十四番地の一、千三百十四番地の四及び千三百十四番地の六、字二軒屋千四  
百十九番地の二、千四百十九番地の三、千四百十九番地の五及び千四百十九番地の八から千四  
百十九番地の十まで、字鋼鉾千三百一十番地の一から千三百一十番地の十五まで及び千三百一十番地  
の十八、字喜重屋千三百六十八番地の十、字宮の洲鼻七百四十三番地の二及び七百四十三番地  
の五、字宮浦七百四十九番地の四、七百四十九番地の五、七百五十一番地の一及び七百五十五  
番地、字宮の洲浜七百五十六番地の一、七百五十六番地の七、七百五十六番地の八、七百五十  
七番地、七百五十七番地の二、七百六十三番地の一、七百六十三番地の二、七百六十六番地の  
五から七百六十六番地の七まで、七百六十六番地の九、七百六十六番地の十、七百六十六番地  
の十九、七百六十六番地の二十五、七百六十六番地の三十五から七百六十六番地の三十七まで  
、七百六十六番地の三十九、七百六十七番地の二、七百六十七番地の六、七百六十七番地の十  
二、七百六十七番地の十三、七百六十七番地の十五、七百六十七番地の十七、七百八十二番地  
の一、七百九十四番地、七百九十四番地の二、八百五番地の七及び八百三十番地の六並びに字  
宮浜二千八十六番地、大字平田字鶴ヶ浜一の樹五百五十番地の二及び字東潮上四百八十四番地  
並びに大字末武下字中開作六百六十番地の一、字蔵田六百四十番地の一、字潮入六百六十六番  
地の一及び六百六十六番地の二、字西潮入六百三十番地の一、六百三十番地の二及び六百三十  
番地の七並びに字西沖六百八十番地の一、六百八十番地の三十八から六百八十番地の四十まで  
の区域並びに当該区域に隣接し、又は介在する県道笠戸島公園線の区域

、千九百五十九番地の七十二、千九百五十九番地の七十三、千九百七十二番地の三(宇部興産工業道路本社助田線を除く)、千九百七十八番地の二(宇部興産工業道路本社助田線と本社沖の山線との交差点より南側の区域)、千九百七十八番地の二、千九百七十八番地の五から千九百七十八番地の七まで、千九百七十八番地の十から千九百七十八番地の十二まで、千九百七十八番地の十六、千九百七十八番地の十九、千九百七十八番地の二十五、千九百七十八番地の六十六から千九百七十八番地の七十まで、千九百七十八番地の七十二、千九百七十八番地の七十三、千九百七十八番地の七十六、千九百七十八番地の七十七、千九百七十八番地の七十九から千九百七十八番地の八十九まで、千九百七十八番地の九十三から千九百七十八番地の九十九まで、千九百七十八番地の百一、千九百七十八番地の百四から千九百七十八番地の百七まで、千九百七十九番地の九、千九百八十番地の八、千九百八十番地の九、千九百八十番地の十、千九百八十番地の十一、千九百八十番地の十二、千九百八十番地の十三、千九百八十番地の十八、千九百八十番地の二十二、千九百八十番地の二十三、千九百八十番地の二十五から千九百八十番地の三十四まで、千九百八十五番地の、千九百八十五番地の二から千九百八十五番地の四まで、千九百八十七番地の一、千九百八十七番地の二(宇部興産工業道路本社助田線を除く)、千九百八十七番地の五のうち宇部興産株式会社宇部ケミカル工場敷地、千九百八十七番地の七、千九百八十七番地の九から千九百八十七番地の十三まで、千九百八十七番地の十八から千九百八十七番地の二十一まで、千九百八十八番地の一、千九百八十八番地の二、千九百八十八番地の四、千九百八十八番地の六から千九百八十八番地の十一まで、千九百八十八番地の十三、千九百八十八番地の十六、千九百八十八番地の十七、千九百八十八番地の十九から千九百八十八番地の三十一まで、千九百八十九番地の一から千九百八十九番地の三まで、千九百九十番地、千九百九十一番地の一から千九百九十一番地の四まで、千九百九十二番地、千九百九十四番地の三、千九百九十五番地の四及び千九百九十七番地の一から千九百九十七番地の五までの区域

(3) 大字藤曲字昭和開作二千五百三十九番地の十九、二千五百三十九番地の二十、二千五百三十九番地の二十五、二千五百四十七番地の三、二千五百四十七番地の五、二千五百四十七番地の九から二千五百四十七番地の十二まで、二千五百四十八番地の二、二千五百四十八番地の三、二千五百四十八番地の五、二千五百四十八番地の六、二千五百七十五番地、二千五百七十五番地の五から二千五百七十五番地の十九まで、二千五百七十五番地の二十三から二千五百七十五番地の三十三まで、二千五百七十五番地の三十六、二千五百七十五番地の三十七、二千五百七十五番地の六十二から二千五百七十五番地の七十一まで、二千五百七十五番地の七十五、二千五百七十五番地の七十八、二千五百七十五番地の七十九、二千五百七十五番地の八十一、二千五百七十五番地の九十一から二千五百七十五番地の九十四まで、二千五百七十五番地の百九から二千五百七十五番地の百一十一まで、二千五百七十五番地の百十四から二千五百七十五番地の百十八まで及び二千五百七十五番地の百二十の区域並びに当該区域に介在する道路及び護岸の区域

(4) 大字西沖ノ山字西沖一番地の一、一番地の二、一番地の四、一番地の五、一番地の七から一番地の十一まで、二番地の一、二番地の四から二番地の十六まで、三番地の二、六番

、千九百五十九番地の七十二、千九百五十九番地の七十三、千九百七十二番地の三(宇部興産工業道路本社助田線を除く)、千九百七十八番地の二(宇部興産工業道路本社助田線と本社沖の山線との交差点より南側の区域)、千九百七十八番地の二、千九百七十八番地の五から千九百七十八番地の七まで、千九百七十八番地の十から千九百七十八番地の十二まで、千九百七十八番地の十六、千九百七十八番地の十九、千九百七十八番地の二十五、千九百七十八番地の六十六から千九百七十八番地の七十まで、千九百七十八番地の七十二、千九百七十八番地の七十三、千九百七十八番地の七十六、千九百七十八番地の七十七、千九百七十八番地の七十九から千九百七十八番地の八十九まで、千九百七十八番地の九十三から千九百七十八番地の九十九まで、千九百七十八番地の百一、千九百七十八番地の百四、千九百七十九番地の九、千九百八十番地の八、千九百八十番地の九、千九百八十番地の十、千九百八十番地の十一、千九百八十番地の十二、千九百八十番地の十三、千九百八十番地の十八、千九百八十番地の二十二、千九百八十番地の二十三、千九百八十番地の二十五から千九百八十番地の三十四まで、千九百八十五番地の、千九百八十五番地の二から千九百八十五番地の四まで、千九百八十七番地の一、千九百八十七番地の二(宇部興産工業道路本社助田線を除く)、千九百八十七番地の五のうち宇部興産株式会社宇部ケミカル工場敷地、千九百八十七番地の七、千九百八十七番地の九から千九百八十七番地の十三まで、千九百八十七番地の十八から千九百八十七番地の二十一まで、千九百八十八番地の一、千九百八十八番地の二、千九百八十八番地の四、千九百八十八番地の六から千九百八十八番地の十一まで、千九百八十八番地の十三、千九百八十八番地の十六、千九百八十八番地の十七、千九百八十八番地の十九から千九百八十八番地の三十一まで、千九百八十九番地の一から千九百八十九番地の三まで、千九百九十番地、千九百九十一番地の一から千九百九十一番地の四まで、千九百九十二番地、千九百九十四番地の三、千九百九十五番地の四及び千九百九十七番地の一から千九百九十七番地の五までの区域

(3) 大字藤曲字昭和開作二千五百三十九番地の十九、二千五百三十九番地の二十、二千五百三十九番地の二十五、二千五百四十七番地の三、二千五百四十七番地の五、二千五百四十七番地の九から二千五百四十七番地の十二まで、二千五百四十八番地の二、二千五百四十八番地の三、二千五百四十八番地の五、二千五百四十八番地の六、二千五百七十五番地、二千五百七十五番地の五から二千五百七十五番地の十九まで、二千五百七十五番地の二十三から二千五百七十五番地の三十三まで、二千五百七十五番地の三十六、二千五百七十五番地の三十七、二千五百七十五番地の六十二から二千五百七十五番地の七十一まで、二千五百七十五番地の七十五、二千五百七十五番地の七十八、二千五百七十五番地の七十九、二千五百七十五番地の八十一、二千五百七十五番地の九十一から二千五百七十五番地の九十四まで、二千五百七十五番地の百九から二千五百七十五番地の百一十一まで及び二千五百七十五番地の百十四から二千五百七十五番地の百十八までの区域並びに当該区域に介在する道路及び護岸の区域

(4) 大字西沖ノ山字西沖一番地の一、一番地の二、一番地の四、一番地の五、一番地の七から一番地の十まで、二番地の一、二番地の四から二番地の九まで、三番地の二、六番地の

地の一、六番地の三から六番地の五まで、六番地の七、六番地の八、七番地、八番地の一から八番地の四まで、九番地の一から九番地の四まで、十番地の一、十番地の二、十一番地、十一番地の一から十一番地の三まで、十二番地の一から十二番地の四まで、十三番地の七まで、十六番地の一から十六番地の二十二まで、十七番地の一から十七番地の三まで、十八番地の一、十八番地の二、十九番地の一から十九番地の六まで、二十番地の一から二十番地の四まで、二十一番地の一から二十一番地の十三まで、二十二番地の一、二十二番地の二、七千四百八十九番地の六及び七千四百八十九番地の十五から七千四百八十九番地の十七までの区域

ロ 山口県山陽小野田市大字西沖字西沖一番地の一から一番地の十七まで、二番地の一から二番地の十まで、三番地、三番地の二から三番地の五まで、五番地、九番地、十四番地の一から十四番地の四まで、十四番地の六から十四番地の八まで、十五番地の一、十五番地の二、十五番地の四から十五番地の十二まで、十六番地の一、十六番地の二、十八番地の一、十八番地の二、十九番地の一及び十九番地の二、字西沖の二の六番地から八番地まで並びに字西沖の三の十番地五、十一番地四、十二番地二から十二番地四まで、十三番地二及び十三番地三並びに大字小野田字一の北山七十九番地、八十番地の一、八十一番地の一、八十二番地、八十三番地の一、八十四番地、八十五番地、八十六番地、一万八千八百八十二番地、一万八千八百八十三番地及び一万七千七百四十七番地の一、字二の北山百十五番地、百十九番地一、百十九番地二、百二十番地、百二十一番地の一から百二十一番地の三まで、百二十四番地の三、百二十四番地の四、百二十五番地、百二十五番地の二、百二十六番地、百二十八番地及び百三十二番地、字東一の大泊百三十三番地、百三十三番地の二から百三十三番地の四まで、百三十六番地、百三十八番地、百四十番地、百四十七番地、百四十七番地の二及び一万七千七百五十三番地、字東二の大泊百六十三番地、百六十三番地の二、百六十五番地、百六十五番地の二、百六十五番地の三、百七十九番地の一から百七十九番地の三及び百八十番地の二、字東田の尻百五十一番地、百五十二番地、百五十二番地の二から百五十二番地の五まで、百五十三番地、百五十三番地の二から百五十三番地の四まで、百六十一番地、百六十二番地、百六十二番地の二、一万七千七百五十四番地及び一万七千七百五十五番地、字東高尾一万千番地の一、一万千十六番地の一及び一万千九百三十八番地の一、字焼山一万千二百七十七番地の二、一万千二百八十八番地及び一万千三百三十三番地、字向ヶ原一万千三百四十四番地及び一万千三百五十五番地の二、字松山一万千三十九番地の一、一万千四百四十五番地及び一万千四百四十八番地、字泉ヶ浴一万千五百十番地及び一万千五百七十七番地、字狐崎一万千五百九十九番地及び一万千六百二十二番地、字高尾一万千三百三十一番地の一及び一万千三百三十一番地の四、字西高尾一万千三百三十一番地の二、一万千三百三十一番地の二十九、一万千三百三十一番地の十四及び一万千三百三十一番地の二十二、字石干見一万千八百八十八番地、字一の石干見二千八百九十八番地、二千八百九十八番地の二、二千八百九十八番地の三、二千九百九番地の一、二千九百九番地の三、二千九百九番地の四、二千九百九番地の二、二千九百九番地の二、一万九百三十九番地及び一万九百四十番地の一、字繁開作三千七百三十六番地の一、三千七百四十番地の二、三千七百四十番地の四、三千七百四十八番地の一、三千七百四十八番地の四、三千七百四十八番地の五、三千

一、六番地の三から六番地の五まで、七番地、八番地の一から八番地の四まで、九番地の一から九番地の四まで、十番地の一、十番地の二、十一番地、十一番地の一から十一番地の三まで、十二番地の一から十二番地の四まで、十三番地の一から十三番地の七まで、十四番地の一から十四番地の三まで、十五番地の一から十五番地の六まで、十六番地の一から十六番地の二十二まで、十七番地の一から十七番地の三まで、十八番地、十九番地の一から十九番地の四まで、二十番地の一から二十番地の四まで、二十一番地の一から二十一番地の八まで、二十二番地、七千四百八十九番地の六及び七千四百八十九番地の十五から七千四百八十九番地の十七までの区域

ロ 山口県山陽小野田市大字西沖字西沖一番地の一から一番地の十七まで、二番地の一から二番地の十まで、三番地、三番地の二から三番地の五まで、五番地、九番地、十四番地の一から十四番地の四まで、十四番地の六から十四番地の八まで、十五番地の一、十五番地の二、十五番地の四から十五番地の九まで、十六番地の一、十六番地の二、十八番地の一、十八番地の二、十九番地の一及び十九番地の二、字西沖の二の六番地から八番地まで並びに字西沖の三の十番地五、十一番地四、十二番地二から十二番地四まで、十三番地二及び十三番地三並びに大字小野田字一の北山七十九番地、八十番地の一、八十一番地の一、八十二番地、八十三番地の一、八十四番地、八十五番地、八十六番地、一万八千八百八十二番地、一万八千八百八十三番地及び一万七千七百四十七番地の一、字二の北山百十五番地、百十九番地一、百十九番地二、百二十番地、百二十一番地の一から百二十一番地の三まで、百二十四番地の三、百二十四番地の四、百二十五番地、百二十五番地の二、百二十六番地、百二十八番地及び百三十二番地、字東一の大泊百三十三番地、百三十三番地の二から百三十三番地の四まで、百三十六番地、百三十八番地、百四十番地、百四十七番地、百四十七番地の二及び一万七千七百五十三番地、字東二の大泊百六十三番地、百六十三番地の二、百六十五番地、百六十五番地の二、百六十五番地の三、百七十九番地の一から百七十九番地の三及び百八十番地の二、字東田の尻百五十一番地、百五十二番地、百五十二番地の二から百五十二番地の五まで、百五十三番地、百五十三番地の二から百五十三番地の四まで、百六十一番地、百六十二番地、百六十二番地の二、一万七千七百五十四番地及び一万七千七百五十五番地、字東高尾一万千番地の一、一万千十六番地の一及び一万千九百三十八番地の一、字焼山一万千二百七十七番地の二、一万千二百八十八番地及び一万千三百三十三番地、字向ヶ原一万千三百四十四番地及び一万千三百五十五番地の二、字松山一万千三十九番地の一、一万千四百四十五番地及び一万千四百四十八番地、字泉ヶ浴一万千五百十番地及び一万千五百七十七番地、字狐崎一万千五百九十九番地及び一万千六百二十二番地、字高尾一万千三百三十一番地の一及び一万千三百三十一番地の四、字西高尾一万千三百三十一番地の二、一万千三百三十一番地の二十九、一万千三百三十一番地の十四及び一万千三百三十一番地の二十二、字石干見一万千八百八十八番地、字一の石干見二千八百九十八番地、二千八百九十八番地の二、二千八百九十八番地の三、二千九百九番地の一、二千九百九番地の三、二千九百九番地の四、二千九百九番地の二、二千九百九番地の二、一万九百三十九番地及び一万九百四十番地の一、字繁開作三千七百三十六番地の一、三千七百四十番地の二、三千七百四十番地の四、三千七百四十八番地の一、三千七百四十八番地の四、三千七百四十八番地の五、三千七



備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>七十三 略</p> <p>削除</p> <p>七十四 略</p>	<p>一番地の一、二千八百七十一番地の二、二千八百七十一番地の三十七、二千八百八十番地の十三、二千八百八十番地の十四、二千八百九十六番地、二千九百一番地の一、二千九百十三番地、二千九百十五番地の一、二千九百十五番地の二、二千九百十五番地の十九、二千九百十五番地の二十、二千九百十五番地の二十二、二千九百十五番地の二十三、二千九百十五番地の四十二、二千九百十五番地の四十五、二千九百二十二番地、五千九百二十三番地の二、五千九百二十四番地の一、二千七百五十番地、二千七百五十二番地、二千七百五十七番地、二千八百四番地の五及び二千八百四十三番地の二並びに喜入町五千九百二十三番地の一、五千九百二十六番地の三及び五千九百四十一番地の一の区域</p> <p>七十三 同上</p> <p>七十四 削除</p> <p>七十五 同上</p>
---	-------------------------------------	--